

平成 29 年度上半期における 36 協定の遵守状況について

1 労務管理能力の向上に向けた管理職研修の実施

実施日：平成 29 年 5 月 24 日

対象者：部長級、次長級、課長級、参事級の室長、地方機関の長

内 容：長時間労働の是正について

(滋賀労働局労働基準部監督課長 嶋田 憲嗣 氏)

2 協定遵守意識の向上に向けた自主点検の実施

(1) 対象所属

知事部局で協定を締結している全 45 所属

(内訳) 労働基準監督署所管：25 所属、人事委員会所管：20 所属

(2) 対象期間

平成 29 年 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

(3) 調査項目：人事委員会が実施している調査様式に合わせて、次の項目を調査した。

- ・ 1 日、1 月、1 年あたりの勤務時間の超過状況
- ・ 週休日等における勤務回数および勤務時間の超過状況
- ・ 所属職員に対する協定内容についての周知の実施状況

(4) 点検結果

別紙の通り

3 対応

(1) 点検結果を受けて既に行った対応

協定超過のあった所属と各部主管課に対して、人事課がヒアリングを実施し、状況把握と注意喚起を行った。当該所属長は各部長に報告した際、協定違反について注意を受け、現在、所属内における研修の実施等、再発防止に向けた取り組みを行っている。

(2) 今後の対応

協定の限度時間等を超過する時間外勤務命令は、労働基準法第 32 条または第 35 条に違反する行為であり、コンプライアンスの観点から許されるものではない。各所属については、欠員や長期の病気療養中の職員がいた、または係や所属の垣根を越えた応援体制を組んだ上でなお避けられなかった等の状況を踏まえる必要があるが、昨年度来、研修や通知を重ね、全庁あげて協定遵守に取り組んできた中であって、今回協定を超過したことについては重く受け止める必要がある。

今後、全ての協定締結所属を対象に、改めて協定遵守意識の徹底を図るため、今回の点検結果を踏まえた通知を発出することとする。

(別紙) 36 協定自主点検結果

	所属数	所属名	協定内容	超過の詳細	超過の原因
全項目を遵守	42	—	—	—	—
限度時間等を一部超過	3	北部流域下水道事務所	・ 1 日の勤務時間 (14.5 時間) ・ 1 月の勤務時間 (80 時間) ・ 1 年の勤務時間 (720 時間) ・ <u>週休日、休日の勤務日数 (月 4 日)</u> ・ 週休日、休日の勤務時間 (14.5 時間)	①週休日、休日の勤務日数の超過 (対象職員) 1 名 (超過回数) 計 2 回	・ 月あたりの時間数と比べて、週休日の勤務日数については遵守意識の徹底ができていなかった。 ・ 年度当初の契約事務、決算事務、会計検査対応等のため、休日勤務で対応せざるを得なかった。
		精神保健福祉センター	・ <u>1 日の勤務時間 (6 時間)</u> ・ 1 月の勤務時間 (80 時間) ・ 1 年の勤務時間 (490 時間) ・ 週休日、休日の勤務日数 (月 3 日) ・ <u>週休日、休日の勤務時間 (8 時間)</u>	① 1 日の勤務時間の超過 (対象職員) 3 名 (超過回数) 計 6 回 ② 週休日、休日の勤務時間の超過 (対象職員) 1 名 (超過回数) 1 回	・ 月あたりの時間数と比べて、1 日の時間数や週休日の時間数については遵守意識の徹底ができていなかった。 ・ 精神保健福祉法第 23 条に基づく通報の対応や個別相談業務については、業務のマネジメントが困難だった。
		中央子ども家庭相談センター (保護係)	・ <u>1 日の勤務時間 (8 時間)</u> ・ 1 月の勤務時間 (80 時間) ・ 1 年の勤務時間 (500 時間) ・ <u>週休日、休日の勤務日数 (月 3 日)</u> ・ 週休日、休日の勤務時間 (14 時間)	① 1 日の勤務時間の超過 (対象職員) 1 名 (超過回数) 計 3 回 ② 週休日、休日の勤務日数の超過 (対象職員) 2 名 (超過回数) 計 2 回	・ 正規の職員に欠員、また病気による長期療養者が出ており、また嘱託員も欠員が生じていた。 ・ 入所者への対応、児童ケアを行うため、職員が時間外勤務、休日勤務で対応せざるを得なかった。

(参考) 36 協定違反について監督機関から受けた行政指導について (平成 28 年度を対象としたもの)

- ・ 労働基準監督署からは是正勧告 (H28.8)
 - 湖東土木事務所、長浜土木事務所木之本支所
- ・ 人事委員会からは是正勧告 (H29.1、H29.2、H29.6)
 - 琵琶湖博物館、総合保健専門学校、畜産技術振興センター、農業技術振興センター